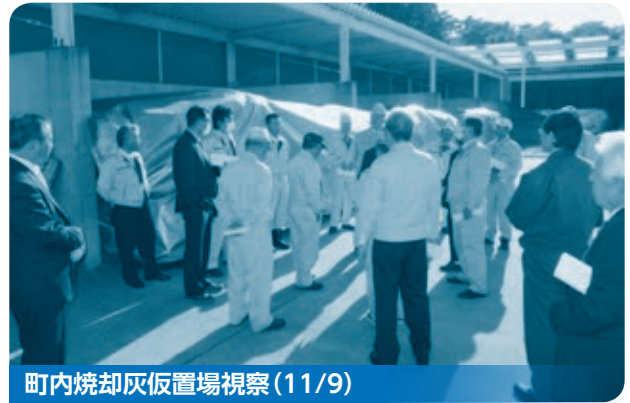




議会の活動紹介



12月定例会 (12/11~14)



町内焼却灰仮置場視察 (11/9)



教育施設調査 (12/4)



宮城県減容化施設視察 (11/13)



相馬市復興住宅視察 (11/12)



全国原子力サミット (11/20~21)



全員協議会 (12/14・17)



要望書の提出 (12/14)

平成24年 第9回 12月定例会

- ◆会期 平成24年12月11日(火)～12月14日(金)の計4日間。
- ◆案件 承認1件・議案10件・発委1件の計12件。
- ◆結果 慎重に審議された結果、議案・発委については、原案どおり可決。
承認についてもそれぞれ原案どおり承認されました。

補正予算

- 平成24年度檜葉町一般会計補正予算(第5号)
予算総額より、1億400万円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ73億1,100万円とするものであり、全員賛成により原案のとおり可決。
- 平成24年度檜葉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
予算総額に、7,500万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ、15億1,800万円とするものであり、全員賛成により原案のとおり可決。
- 平成24年度檜葉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
予算総額より、500万円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ、21億4,350万円とするものであり、全員賛成により原案のとおり可決。
- 平成24年度檜葉町介護保険特別会計補正予算(第2号)
予算総額より、1,100万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ、8億7,550万円とするものである。表決の結果、賛成多数(賛成7人、反対5人)により原案のとおり可決。
- 平成24年度檜葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
予算総額に、80万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ、2,255万円とするものであり、全員賛成により原案のとおり可決。

承認

- 専決処分の承認
衆議院の解散により第46回衆議院議員総選挙が執行されることに伴い選挙費の平成24年度檜葉町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について承認。

条例

- 檜葉町復興産業集積区域における税条例の特例に関する条例の制定
東日本大震災復興特別区域法の規定により、課税の特例を含む復興推進計画が策定されたことに伴い地方税の課税免除等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定。
- 檜葉町災害危険区域に関する条例の制定
東北地方太平洋沖地震により発生した津波による被害の著しい区域における減災策を講じるため、災害危険区域の指定及び当該区域における建築物の建築制限を定める必要があることから、条例を制定。
- 檜葉町税特別措置条例の改正
檜葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の制定に伴う関連条文の整備及び町税の課税免除及び不均一課税の適用期間が経過した規定等を改正するため、条例の一部を改正。
- 檜葉町工場誘致条例の改正
本条例において定める奨励措置等の対象期間が終期に達したことから、当該対象期間を5ヶ年延長するため、条例の一部を改正。
- 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の改正
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が改正されたことに伴い、国等への寄付等の制限が緩和されたため、条例の施行範囲の拡大を目的とし、本条例の一部を改正。
- 檜葉町議会委員会条例の改正
地方自治法の改正により委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、条例の一部を改正。



町政諸般報告

【12月定例会においては、下記の内容について町政報告がありました。】

◆報告第1

会津美里ふれあいウォーク2012【10月20日開催】参加者1,250名中町民136名が参加。ゴール後、マミーすいとん等を提供。

◆報告第2

水稻放射性物質移行実証試験について、町内10カ所、約3ヘクタールに作付けを実施、検査を東京大学へ依頼した結果、玄米に含まれた放射性セシウム濃度は全ての圃場で食品の基準値である1キログラム当たり100ベクレル以下という結果となった。次年度も継続したい。

◆報告第3

サイクリングターミナル及びしおかぜ荘の利用状況について、サイクリングターミナル利用者は11月末で14名。しおかぜ荘は11月末で利用者は518名。

◆報告第4

檜葉中学校「ゆずり葉学習会」が10月21日、いわき市文化センターにおいて「Shining～心をつなぐ希望の光」をテーマに震災後2年ぶりに開催。震災による体験を乗り越え、前よりも強く、優しく、人間として輝こうとの願いを込めて、学習の成果を発表。

◆報告第5

第24回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が11月18日、白河総合運動公園陸上競技場から福島県庁までの96.5キロメートル、16区間で開催。檜葉町チームの成績は総合で39位、町の部19位。

◆報告第6

いわき明星大学敷地内に建設していた檜葉小・中学校中央台仮設校舎並びにあおぞらこども園中央台仮設園舎が11月末で完成。三学期から開始予定。

◆報告第7

復興まちづくり計画について、「檜葉町復興計画〈第1次〉」に基づき、津波防災地域づくりを推進していくことを目的に津波被災地区の

行政区長や住民等が委員となる「檜葉町復興まちづくり計画検討委員会」や国・県の関係機関が委員となる「復興まちづくり計画策定業務調査事務局会議」また、津波により甚大な被害を受けた5地区の住民を対象に開催する「地区別懇談会」を平成25年3月まで継続して開催し、検討を進める。

◆報告第8

年末年始における自宅での宿泊特例措置について町民が宿泊できる環境にないということ等の状況を踏まえ、年末年始の宿泊は実施しないことに決定。

◆報告第9

中間貯蔵施設候補地の現地調査について、11月28日に双葉郡8町村と福島県知事との協議の場において、知事は広域自治体の長として条件つきで現地調査受け入れを表明。当町としては国より2回の説明を受けたが、まだ内容が不十分であり、調査により安全性の判断材料を整えることは否定するものではないと考えている。町が考える施設は町内で発生する除染廃棄物等を保管する保管庫という性質のもので、この調査に関しては国の責任において議会と町民へ説明の上、慎重に判断していく。

◆報告第10

町内の除染事業は大坂地区と乙次郎地区が終了。現在は12行政区の除染を仮置き場予定地の草刈りを先行させながら、同意が得られた地区から実施中。来年度除染対象地域の仮置き場については今後、地元との協議を予定。

◆報告第11

町内の廃棄物処理の方針について環境省による町内の推計廃棄物量は除染廃棄物約76万 m^3 、その他家庭からの粗大ごみ等が約6万8千 m^3 、津波廃棄物が約3万2千 m^3 で、計約86万 m^3 と予想。町としても廃棄物の処理方針をまとめたところであり、生活ごみの一部は、現在回収が行われている。その他の廃棄物についてもできる限り早い時期に収集処理が開始できるよう進めていきたい。

町政と問う いっぱん質問



青木 基 議員

□生活再建に向けた財物賠償等の支援体制

問 東電の示す生活再建の基本とも言える財物賠償は最低限の補償内容であり、町民は長期の避難生活から生活再建の見通しが立たない状況下にある。そこで町長はこれまで一貫して国に全損要求を求めるとしているが「全損要求」をするのであれば何を根拠に国と交渉するのか町民にわかりやすい具体的な実効性のある道筋を早急に示すことが必要と考えるが。

答 (町長) 町長就任以来、あらゆる機会に一貫して、旧警戒区域20キロ圏内は全損一括賠償と早期支払いを国に対し強く要望してきた。今後も町村長会議や県なども含めた協議の場などで引き続き要求をしていく。

□住宅劣化修復に係る町独自の補助事業等の支援対策

問 長期避難のため、特に雨漏り等の管理不良による住宅の劣化修復に係る町独自の支援対策について伺う。

答 (町長) 一部損壊や半壊以上の居住建物については国からの支援策もないことから町独自の支援策を検討したいと考えている

□農業再生に向けて、今後の農業振興策

問 生命維持産業である農業は、わが町の基幹産業であり、農業再生は町民帰還に向けて大きな希望であり、多くの町民の生きがい産業でもある。そこで農業再生に向けた今後の農業振興策について伺う。

答 (町長) 今年度中に檜葉町復興組合(仮称)を立ち上げ、国の事業を活用しながら、農地の除草や土づくりなど、農地の生産力を回復させるため作業

に取り組み、平成27年度の営農再開を目指して地域農業を再生していきたいと考えている。

□除染の現状と課題

問 当町は除染特別地域として平成24・25年度の2か年で町内の生活圏の除染完了を目指しているが、現行の除染方法では本当に帰れる町に戻るのか非常に疑問との声が多い。そこで除染工程の進捗と今後の見通しについて伺う。

答 (町長) 今年度の除染同意取得率は68%となっており、11月末現在で60戸の除染が終了し、85戸を現在除染中である。年度内完了は大変厳しい工程であるというふうに認識しているが今後さらなる国の効率的な除染の推進に期待している。

□中間貯蔵施設設置計画等について

問 「中間貯蔵施設」整備を巡り、県と郡内8町村の協議の場で11月28日に知事は中間貯蔵施設整備に向けた候補地の現地調査の受け入れに関して、檜葉町を含む双葉郡7町村(双葉町長欠席)の首長は町民への安全性の丁寧な説明などの条件付きで了承したとの報道について、その真意について伺う。

答 (町長) 「中間貯蔵施設」設置に向けた候補地事前調査については、「広域行政」の長として知事が条件付き受け入れを表明したことは重く受け止める。今回の調査により安全性の判断材料を調えることは否定するものではないと考えており、今後、町議会や町民に国が説明責任を果たした後に慎重に判断したい。



町政と問う いっぱん質問



松本清恵 議員

□中間貯蔵施設について

問 現在の状況は。

答 (町長) 国の言う中間貯蔵施設については、認められない。町内で発生する除染廃棄物等を各地区の仮置場から一元的に集約して安全に保管する施設の整備は必要である。

問 中間貯蔵施設と保管庫の違いは。

答 (町長) 国の言う中間貯蔵施設というのは線量の高い放射性廃棄物が納入されるおそれがあり、当町については避難指示解除準備区域ということもあり比較的線量が低く、保管庫という位置づけで、高い放射性廃棄物は入れないということをお前提で国とやりとりをしている。

また保管庫の定義づけも法制化まで進めるというような話もしている。

問 国は中間貯蔵施設としてつくりたいと思っている。保管庫は認めないと思うが、中間貯蔵施設が設置された場合、帰還・共存は出来ないと考えるが。

答 (町長) これから戻ろうとする町で最大の迷惑施設である。ただし、自分のところの廃棄物は自分のところでということは当初から主張をしている。

これを一定の解決を見出さないままの議論、展開は現時点で非常に難しい問題であり、避けて通れない問題である。町として言うべきところはしっかりと行っていく。

□帰町するための放射線量年間1ミリシーベルト以下について

問 町長と国(環境省)の方針に著しい差異があると思うが。

答 (町長) 平成25年度までの生活圏の除染結果を見て、効果について評価したい。環境省にもできる限り早い時期に年間追加被ばく線量1ミリシーベルトを下回るよう、国の責任のもと、しっかり進めてもらうよう要請している。

問 1ミリシーベルト以下をどのように見極めるのか。

答 (放射線対策課) 国では、その件についてまだ具体的な部分には入っていないが、今後のモニタリング結果も踏まえて、評価の方法も含めて、いろいろな方法を検討しながら判断をしていきたい。

問 下がらなかった場合はどうするのか、再度、除染を国の責任でやるのか。

答 (放射線対策課長) 国に申し入れているのは、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下になることを目指してしっかり除染をしてほしいということであり、今後もさらに申し入れをしていきたい。

問 復興計画では平成27年4月から学校再開としているが、1ミリシーベルト以下にする国の方針は長期的となっている。それでは帰町出来ないと思うが。

答 (町長) 復興庁と確認をとりながら進めている。

□仮の町構想について

問 仮の町の受け入れについて、町としてはどのように考えているか。

答 (町長) 双葉郡8町村は「ふたばは一つ」の合い言葉のもと、生活関連事業に広域行政として取り組んでいる。郡の復興・再生・郡民の帰還には各町の意向も踏まえ、十分検討して対応する。

問 避難して2年近くになる、双葉郡を一つにして進めていくことを考えるべきでは。

答 (町長) 置かれた環境や問題に違いがあり、そのような状況を見極めながら考えるべき。

問 双葉郡が一つになって大きな課題を解決しなければ生き残れないと思うが。

答 (町長) 双葉郡8町村が一つになってこの難局を乗り越えるための共通した問題点は、除染・賠償・健康・子供であり、我々も一つになるべきであるということを町村会の会議などでも申し上げ、命がけで今取り組んでいるところである。

町政と問う いっぱん質問



安島 琢郎 議員

□町民、特に子供、女性を放射線被ばくや第一原発事故のリスクから守るための施策について

問 帰町開始は面的放射線量率年間1ミリシーベルト以下にこだわるべきであると思うが。

答 (町長) 帰町の目標は、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトを下回ることである。国の責任のもとしっかり進めていただく。

問 町長は選挙公約時帰町条件として年間1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)と公表しているが、0.23マイクロシーベルトについては原発事故直後放射性物質が花粉(ブルーム)状に空中に充満し住民が室内退避したとき、建物の遮へい効果を考慮して屋外放射線量を測定し屋内の人の被ばく線量を推定する考え方である。現在、放射性物質は空間にはなく、屋根や地上に沈着したセシウム等からの影響によるもので、測定場所の実測値と滞在時間の積が被ばく量となる。国は放射線量を実際より低く(事故を矮小化)見せようとしている。

答 (町長) 今の見解・考え方も踏まえながら、今後に生かしていきたい。

問 11月25日の新聞報道で、WHOが福島原発事故のがんリスクの影響を予測、低線量で慢性的な被ばくでも線量に応じて影響があることを発表したが、日本政府は積算100ミリシーベルト以下の被ばくは健康に影響があるとは考えにくいとの考えである。住民の健康を優先して考えれば、健康を管理する組織としてはWHO(世界保健機構)が一番信頼すべきと思うが。

答 (放射線対策課) 現在のところ日本政府よりWHOの予測をとるといような考え方も含め、両方の考え方を総合的に見て、町民の健康管理についてはしっかり取り組んでいく。

問 町内が面的に年間1ミリシーベルト以下に放射線量率を低減できる時期の予想は。

答 (町長) 現在の除染技術において、当町全ての

生活圏が国の目標とする年間追加被ばく線量1ミリシーベルトを下回することは難しいと考えており、まずは平成25年度までの生活圏の除染結果を見た中で、除染効果についての評価をしたいと考えている。

問 放射能の自然減衰や除染の徹底、町民の生活再建のための賠償を考慮すれば、隣接町と同様に今後4年は帰町を開始すべきではないと思うが。

答 (町長) 実際の解除時期は、町民の健康を最優先に、除染の効果を評価しつつ、皆様と十分に相談をしながら、慎重に判断したい。解除時期とは関係なく、早期の全損一括賠償を国に強く要望していく。

問 町の復興計画は見直し後、速やかに議会に提案すべきである。

答 (町長) 中間素案を含め計画(案)がまとまり次第、速やかに議会へ提案し、説明する。

問 復興計画は審問機関に委ねるのではなく、町長の責任において議会に提案すべきである。檜葉町は復興計画を議決事項として条例化しており、浪江町、大熊町、富岡町は復興計画を議決している。

答 (町長) 質問の意味は私も十分把握している。そのようなことも見据えながら今後対応していきたい。

●要望● 隣接町などは区域再編・除染・賠償などで頻りに全協等を開いていると聞く、町長もリスクを全部負う必要ない、議会にも分担させてお互いに協調し、町の復興、町民の生活再建にまい進すべきである。



町政と問う いっぱん質問



草野 公雄 議員

□第一原発廃炉に向けてのトラブル等について

問 原子力規制委員会委員長より第一原発の廃炉に向けた安全管理について東京電力へ住民に丁寧な説明をすべきと要請あったようだが、町の考えは。

答 (町長) 昨年12月16日に発電所の事故そのものは収束に至ったことが確認されたが、現状、不安定な状態にあるという考えであり、状況に応じた対策を適切に講じるべきであると考えている。

問 廃炉工程について、規制委員長では県民が不安を持っていると指摘、東電では作業の詳細を説明し、施設公開についても提案をしたと報道されたが、町は、東京電力に対し要望・要請・注文・提案を行っているのか。

答 (町長) 廃炉については、国の管理下のもと、長期間にわたる安全管理を行っていくこととなっているが、事業者によるトラブルが続いたことから、住民に不安を与える事態となっている。現在、県と関係13市町村、専門家を構成員とする廃炉安全監視協議会を設置し、第一原発1号機から4号機までの廃炉措置に向け、中長期ロードマップに基づく取り組みや安全確保のために必要なことなどを協議し新たな安全監視体制をもって注視していく。

問 町民は廃炉に向けてのトラブルを心配している。廃炉作業中の大事故は我々の明日が無いのと同じである。東京電力に対して強力で事故対策をとるよう行動してほしい。

答 (環境防災課) 先の答弁とおり廃炉の安全監視協議会が設置されており、特定原子力施設の実施計画については専門家を交え、県、立地町を含めたなかで対応していく。

□除染について

問 進捗率はどのくらいか。

答 (町長) 仮置場は上小埜・下小埜地区は調整中、他の行政区については整備を着手。除染は大坂・乙次郎地区が終了。現在は12行政区の除染で仮置場予定地の草刈りを先行させながら実施中。同意が得られた地区から除染作業に着手している。家屋の除染は、波倉等6行政区で実施中であり、60戸の除染が終了し、85戸が除染中で、出来高率は5.5%となっている。

問 町民の要望はどのようなことがあるか。

答 (町長) 壁の表面形状によっては高圧洗浄等の要望が多く、状況に応じて高圧洗浄やブラッシングの使い分けをしている。また、敷地の形状や農地、空間線量等によって要望内容は多種多様であり、その場や後日回答などの対応をしている旨、報告を受けている。また、町に対しての要望も個別対応や後日、環境省と協議するなどの対応をしている。

問 「屋敷内の裏山立ち木が非常に汚染されているのが心配、根元より切ってほしい」などの要望を強く言っても環境省は「だめである」との回答だけであり、町民の要望には応えていないのではないか。

答 (町長) ある程度情報は入っている。苦情等々については環境省と随時協議をしながらしっかりと対応していく。

□中間貯蔵施設について

問 これまでの経緯と今後について。

答 (町長) 昨年8月、国において県内設置の意向が示され今年4月に環境大臣が議会へ説明、8月19日双葉8町村長と知事と国と協議、その後、環境省より郡内12カ所の調査候補地案が示され、以降2回、町村と県への説明後、11月28日に郡内8町村長と県知事との協議の場において、中間貯蔵施設候補地の現地調査について協議がなされた経過があり、結果知事は現地調査を受け入れる判断をした。楡葉町内の除染廃棄物等を保管する施設については設置が必要であり、今回の調査により安全性の判断材料等を整えることは否定するものではない考えだが、国の責任において十分な説明を受けた上で慎重に判断したい。



町政と問う いっぱん質問



猪狩 守 議員

□住宅団地・公共施設の現況について

問 宅地造成をし、分譲した赤粉、中満、細内、松ノ口の被害状況。

答 (町長) 赤粉住宅団地、細内住宅団地については、被害箇所は見受けられなかった。中満住宅団地は造成地の擁壁が膨らみ、のり面も崩れたことで団地の全域が地盤沈下し、家屋の傾き等の被害が発生。松ノ口住宅団地は周回道路南側が大きく沈下一部家屋に被害が発生、南側分譲地のり面に地すべりが発生している状況。今後、団地購入者と協議し地質調査の結果を踏まえしっかりと検討していきたい。

問 復興していくには町で責任を持って、修復・支援等を行うべきと思うが。

答 (建設課長) 町としてはまず全体を考えて、こういうものに対処したい。

団地等については、これ以上被害が拡大しないよう手立てをし、支援策としては例えば利子を補助するなどの支援が出来ればと考えている。

問 公共施設の被害状況はどうなっているのか。

答 (町長) 役場庁舎自体は地震によるダメージは見受けられないが、敷地地盤の沈下と陥没、下水管の一部破損とオイルタンク周辺附属設備に被害を確認。

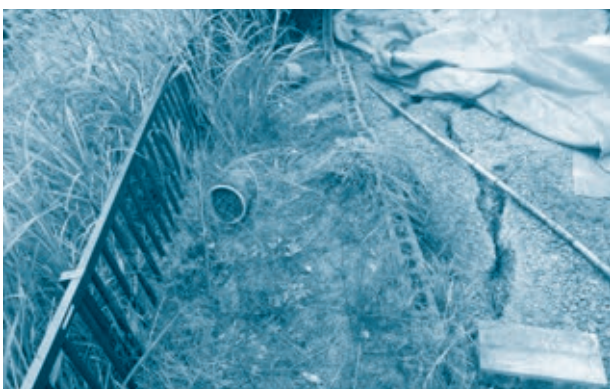
集会所は前原地区集会所が津波の被害、他の集会所の建屋自体に特に大きな被害はなし。

福祉施設では、保健福祉会館の壁が一部崩落、3階の出入り口付近には段差が生じ、やまゆり荘は、温泉配管が破断。

教育施設は南・北小学校と中学校全てにおいて、柱や壁にクラック、屋根ブレース変形、天井破損など、屋内運動場には壁のクラックなどを確認。特に中学校の校舎棟では、2階美術室の壁が爆裂し、2階各教室の天井が落下、黒板等が倒壊している状況。こども園は、建具やサッシ類に不良、クロスの剥がれ数カ所と建物の一部にクラックを確認。

町民体育館は、玄関自動ドアの故障、窓ガラスの一部破損、外周の一部陥没。総合グラウンドは、施設内道路の陥没が数カ所確認されている。

今後、正確な被害状況の把握に努め、施設の機能回復、早期利活用が可能となるよう、速やかな復旧に努めていく。



町政と問う いっぱん質問



山田 昭 議員

□中間貯蔵施設の事前調査について

問 事前調査を受け入れたならば、国・県は檜葉町にも中間貯蔵施設を作ると私は考えるが、町長の考えは。

答 (町長) 知事は現地調査の受け入れ表明の条件として、調査受け入れと建設受け入れとは別であることを明確にすること、地域への丁寧な説明を行うこと、調査状況を適時に報告をすること、この3項目を申し入れ大臣も条件に応じている。知事の申し入れ事項は、私を含め双葉郡7町村長での協議の結果であり、現地調査イコール建設受け入れではないと考えている。

問 放射線量が低く、除染の結果においては住むことができる町に中間貯蔵施設をつくることは、町民を無視した無謀な計画ではないか。

答 (町長) 知事が了解したからといって檜葉町に中間貯蔵施設ができるということはない。知事はそういう権限を持っていない。檜葉町の長として、しっかりと判断の中で協議をしていく。

問 町長は選挙公約で中間貯蔵施設には絶対反対と言っていたが、今でもその気持ちに変わりはないか、今後も変わらないのか伺いたい。

答 (町長) 檜葉町は国でいう中間貯蔵施設については反対である。檜葉町は除染で出たごみを当該自治体で保管する保管庫ということである。

□財物賠償について

問 富岡町に対して、国は土地・建物について、5年間の賠償を一括払いで支払う案を示したが、檜葉町の長としてどのように考えているか。

答 (町長) 当町も一貫して全損一括賠償を国に求めているところである。引き続き全損一括賠償の要求、帰還支援策等の措置を含め、賠償等に関する具体的な方針の提示と早期支払いを求めていく。

問 全損一括賠償を求めているという事だが、国にどのような交渉をしているのか。

答 (町長) 檜葉町は同じ地域であり同率で求めることは当然の話である。また、帰るために努力をし

ている町に国は差をつけるべきではないかと直接国にも申し上げている。公式ではないが支援をしていくというような回答も受けている。

問 賠償の算定基準となる避難指示解除の時期について、町長の裁量、議会や町民の意見が狭められていくのではないかと危惧するが。

答 (町長) 賠償の基準となる避難指示解除時期の決定について、檜葉町の実情に沿うよう、区域が異なっても結果的に解除までに要する期間が同程度の場合には実質的な格差が生じない仕組みを講じるのが財物賠償の基本的な考え方である。今後の解除時期については、議会や町民への説明と理解を得ることはもとより、町の決定を踏まえ決定されるものであると考えている。

□町からの支援物資配送について

問 会津からの新米は町長が個人的に送ったものか。

答 (町長) 檜葉町の代表者である町長名で発送したものである。

問 公職選挙法第199条2では、当該選挙区内にあるものに対しかなる名義をもって寄付をしてはならないとあるが、どのように考えているか。

答 (町長) 事業そのものあるいは、町長名で発送した文書、それらを含めて公職選挙法に抵触するとは考えられない。

問 意図的なものとして受け取られているとしたら、公費を使った売名行為ではないか。

答 (町長) 町の行政施策であるのでご理解いただきたい。



町政と問う いっぱん質問



大和田 信 議員

□津波被災地域の現状と今後

問 移住区域について。

答 (町長) 津波で浸水の深さが概ね2メートル以上となった地域を基準とし、併せて被害状況も踏まえ災害危険区域を指定し、住民の生命・財産を保護するため、出来るだけ地区のコミュニティーを維持できるように地区別懇談会などにおいて集団移転を促進しているところである。

問 移住地域が南地区に集中し、北地区では1か所のみだが、これは中間貯蔵施設調査と何か関係はあるのか。

答 (建設課長) 当初、移転対象として11カ所を候補地にあげていたが、地区別懇談会等の結果から最終的に5カ所に絞られたものである。他の移転希望などについては世帯ごとのアンケート調査を実施中である。

問 今後どのように取り組むのか。

答 (建設課長) 今後、移転先として団地等をつくり国の補助により土地の買入れなどして、住宅再建に供していただく等、最終的には地権者の同意を得ながら進めていきたい。

問 一時仮置場の整備現場の責任者の話では、過去10年の気象データを基に設置を検討し、設計をしてきたということだが、住民にしかわからない災害等がある。町は業者に対し事前にデータを提示した経緯があるのか。

答 (環境防災課長) ある程度の地形等々の資料については、国のほうに提示している。

問 津波被災地域の土地買い取りについて。

答 (町長) 原則宅地のみを買収の対象としているが、宅地に隣接する小規模な畑等々については買い取る方向で検討している。防潮堤や海岸防災林等の事業用地については県買収となる。

問 農地を失った農業年金者の扱いについて。

答 (町長) 旧農業者年金基金法第46条第2項第3号に基づき「津波等の災害により耕作又は養畜の事業を行うことが著しく困難となった農地等」という

ことに当たり、現状のまま変更なく受給できることとなる。

□除染に関すること

問 除染の進捗情報が不足している。詳細情報の提供をしてほしいとの声があるが。

答 (町長) 除染は大坂と乙次郎地区が終了。現在は波倉行政区を含む12行政区の除染を実施中。上小埜・下小埜地区の除染廃棄物仮置き場は行政区と調整中であり、他の行政区の仮置き場については整備に着手した。

除染の状況は3カ月あるいは半年ごとに情報を出したいというふうに考えており、その状況に合うような情報を発信してまいりたい。

問 木戸ダム、堤、ため池の底洗いについて。

答 (町長・放射線対策課長) 直近のモニタリング結果では、下流域の河川、堤ほど放射性濃度が高いという結果が発表されている。町としても、国に対し、効果的な除染の早期実施を強く求め、協議を続けていく。

□放射線を考え、町に帰れない人の仮の町について

問 二重市民制構想、檜葉町と現住市町村に半分ずつ納税し行政サービスを受けるといったような権利を国に法制化を図るよう働きかける考えはないか。

答 (町長) 行政サービス執行に関しさまざまな問題が浮き彫りとなってきている。避難者が避難先において生活する上で差別化されることなく、安心して生活するための問題点解消については認識している。国などの制度の見直し状況等を注視するとともに、必要な事項については随時強く要望していく。

□試験栽培に関すること

問 次年度の試験栽培地の選定はどのように行うのか。

答 (町長) 現在、関係機関と調整中である。

問 試験栽培の結果について。

答 (町長) 全ての圃場で食品中の放射性セシウム基準値である1キログラム当たり100ベクレル以下であった。調査の結果カリウム散布の効果が高かった。次年度以降の試験圃場についても引き続き検証していく。

町政と問う いっぱん質問



鈴木英雄 議員

□豊かな自然の回復、農林水産に関する土地の利活用

問 町は復興計画において農林水産に関する土地の利活用について、バイオマス燃料・研究機関の誘致・再生可能エネルギー発電等の促進としているが、多くの町民の帰郷を促すためにも、政策の具現化が町民の希望となると思うが。

答 (町長) 農地等については、稲作を継承する一方、防災集団移転計画と合わせ、農家の意向を踏まえつつ土地利用転換としてのゾーニングを行い、バイオ燃料製造へつながる菜の花、綿花、ヒマワリなどの栽培や安全な食の提供として野菜工場の建設、太陽光発電等再生可能エネルギーへの活用なども考慮し「新生ならは」の創造に向け復興戦略プロジェクトチームを設置し、具現化に向けてスピード感を持って進めていく考えである。



問 これらの政策は国・県の力はもちろん民間資本、技術等の活用が不可欠と考えるが、現況を問う。

答 (町長) 現在、国の再生エネルギー導入のための緊急支援事業に応募をしている。これは当町及び周辺地域の木質資源を活用したバイオマス発電事業と排熱を活用した完全密封型の植物工場による野菜の生産を行い、新規産業創出による復興を目指すもので、その可能性の調査をする内容のものである。また、町の土地利用計画の検討と再生可能エネルギーとを合わせ持つコンパクトなまちづくりの形成を課題として検討を行うため、財団法人日本立地

センターが経済産業省の補助事業を受け「檜葉町スマートコミュニティとコンパクトなまちづくり」のための調査研究を実施しているところであり、今後プロジェクト会議の中で考え方をまとめていきたい。

問 我が町の農地は放射性物質の濃淡、さらには津波被災による塩害等地域性が異なるが、地域ごとの具体策を問う。

答 (町長) 今年度は沿岸部以外のため池、用水路等の災害調査設計並びに水稻試験により放射性物質の移行調査を実施。25年度以降は沿岸部以外のため池、用水路等の災害復旧工事を行う沿岸部の津波瓦れき撤去後、塩害も含め災害調査を実施し、災害査定並びに災害復旧工事を実施予定。また、農地の復旧と再生を目的とした復興組合などを組織し、除染終了地区の農業者の支援を実施していく。



問 我々の郷土復活のために技術支援をお願いしたいということを発信するべき。この災害を救う技術というのも必ずあると思うので、町独自でホームページなどを通じ全国に発信すべきと考えるが。

答 (復興推進課長) 今後の再生に向けては、国・県さらには民間の参入、そういったものが不可欠な要因となってくる。今後タブレット配付や高度情報通信の時代に即した対応を町としては積極的に進めていきたい。

町政と問う いっぱん質問



永山 広男 議員

□震災及び原子力災害に対しての今までの取り組みと今後の対策は

問 除染について、いかに汚染度合が低いといっても、目に見えないものである。気持ち的負担が大きいのと思われるが、今後の見通しと除染方法の食い違いに対する是正方法は。

答（町長）今年度の同意取得率が68%という現状と残りの期間と作業量を見ると、大変厳しいと考えるが計画地域の除染は必要不可欠であり、さらに国の効率的な除染の推進を期待する。

来年度の除染の見通しは上井出行政区を含む6行政区を予定しているが、除染廃棄物の仮置き場について、年内に地元協議を始め早期に作業ができる準備を整えたい。

除染方法の食い違いについては、除染の同意取得手続を受託している業者と除染実施業者が異なるため、町民の同意条件が正確に除染事業者へ伝達されなかったこと、ホットスポット等の内容について丁寧な説明を欠いた結果であり、これからも様々なケースが想定されるので、引き続き速やかに改善するよう対応したい。

問 賠償の件が遅々として進んでいないように思われる。財物賠償について過日隣町の件が発表されたが、我が町への対応の違いはどのように是正するのか。

答（町長）隣町との関係についてはこれまでも町としては、同区域同等の取り扱いをするよう国に求めており、今後も旧警戒区域の全損一括賠償と早期支払い、また、財物以外の賠償についても指針はもとより、原発事故と因果関係のあるものは全て支払うよう、国、または東京電力に強く要望していく。



問 我が町の営農対策はどのように計画されているか。試験田による放射能検査結果について内容を示していただきたい。また、畜産等の取り組みの方向づけはどうか。

答（町長）復興計画に基づき、平成27年度を営農再開時期とする案で検討している。また、今回の試験栽培の結果については、玄米の放射性セシウム濃度は1キログラム当たり検出下限値以下から20ベクレルで、全ての圃場で食品中の放射性セシウム基準値である1キログラム当たり100ベクレル以下であった。

畜産業についても、平成27年度の営農再開に向けて重要な位置づけであることから、貸付基金の取り扱いや新たな制度、更には農業者の意向も踏まえた事業の検討など、再開に向け、国、県に対し支援策等の要望をしている。

問 子供たちの就学状況と今後の見通し、また健康管理についての経緯あるいは仮設校舎再開時の帰還率はどうなっているか。また、町より転出し就学・就労している子弟の方々が一時帰宅等で受けたと思われる被ばく等の健康管理はどのようにするのか。

答（町長・教育長）就学状況は、入学式時点で南小32名、北小31名、中学校38名の合計101名でスタートしたが、現在は南小41名、北小45名、中学校56名の合計142名で帰還率は21%となっている。

健康管理について町では、住民の方々に対し各種検診、予防接種、妊婦健診を行っているが、県外においては避難先の市町村で実施している。また、転出している方の一時帰宅に関しては、帰宅する際のスクリーニング検査で対応している。



町政と問う いっぱん質問



松本重義 議員

□帰還に向けての動向

問 町は今、壊滅状態にある。町民号を復活し“絆”への思いをより一層深め、それぞれの願いで絆を確かめ合うよう企画してはどうか。

答 (町長) 帰町の時期に合わせて実施を検討していきたい。町民号もさることながら、よりよいコミュニティを構築するべく検討してまいりたい。

問 除染事業の現況に当たって、作業員の服務違反により、国からの作業停止命令が出されたが町は認知していたか。

答 (町長) 環境省が発行する身分証を不携帯で作業に従事するケースがあることがわかり、事態を是正すべく、身分証を発行していない作業員が除染作業に従事することを規制したため、一時新規採用の作業員が制限されたという報告を受けている。現在事態は是正され、約1,500名が除染作業に従事しており、今後の再発防止と労務管理の徹底を事業者へ指導した。

問 震災関連死について、仮設住居の一人暮らしでの孤独死、避難先の転居による負担から孤立化、長引く生活苦などさまざまな要因が考えられるが、町の今後の対応について。

答 (町長) 町としては、高齢者世帯、独居老人、障害者等は仮設連絡員の訪問活動や民生児童委員の友愛訪問などを実施、借り上げ住宅については、生活支援相談員が訪問し問題があればケア会議で検討している。さらに県内各避難者等にも社会福祉協議会、生活支援課、住民福祉課等の職員による訪問を行うなど、現在の状況確認等をしているところであり、今後もこれらの取り組みを充実強化し必要な対応を図っていく。

問 帰町に向けて。町民一人一人の思いを真摯に受けとめ、帰すことではなく、帰れる町として今後、線量数値の目安をどのような視点で基準を設けるのか。区域制限規則に今後の課題は。

答 (町長) 帰れる環境を整えるということを前提

に課題を目に見える形で解決していくことが町民の方々の帰れるという意識の高まりにつながると考えており、それらの取り組みを確実かつスピード感を持って進めていくことが最大の課題であり、その先に避難指示解除の判断がある。

基本となるのは追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを下回るということであるが、大変厳しい目標であり、国と連携し早い時期に達成できるよう、除染に取り組んでいきたい。

一日も早くふるさとを蘇えらせ、心落ち着く原風景を取り戻すべく取り組みを進めていきたい。

問 東京電力株の福島復興本社の当町設置による施設(Jヴィレッジ)の町民開放への移行は今後どのようにするのか。

答 (町長) 現在Jヴィレッジは、第一原子力発電所事故の収束に向け、その拠点となっている。町としてはJヴィレッジを双葉郡の復興のシンボルとしての位置づけをしており、Jヴィレッジが早期の再開をすることで町民の交流が促進され、さらにはスポーツを通して「新生ならは」をアピールできるものと期待している。東京電力に対しては早期の返還を求めている。今後、Jヴィレッジの活用については、町の帰町計画をベースに福島復興本社の状況や第一原子力発電所事故収束活動の進捗などを踏まえ、国及び所有者である電源地域振興財団、東京電力株式会社、運営に当たっている株式会社日本フットボールヴィレッジ等関係機関と協議を重ねていきたい。



檜葉町議会臨時議会

10月臨時議会

- ◆会期 平成24年10月17日（1日間）
- ◆案件 5件（すべて原案どおり可決。）
 - ・（税務）檜葉町税条例の改正について
入湯税の減免措置を規定するため改正。
 - ・（税務）平成24年度檜葉町東日本大震災による被災者に対する町税等の減免に関する条例の改正について
旧緊急時避難準備区域における土地及び家屋にかかる固定資産税の減免措置を規定するための改正。

- ・（総務）平成24年度檜葉町一般会計補正予算（第3号）
予算総額の歳入歳出にそれぞれ3千4百万円を追加。
主なものとして、歳入は、財政調整準備基金の繰入金と歳出は、しおかぜ荘の修繕料並びに指定管理委託料。
- ・（建設）建設工事委託に関する協定の締結について
南地区浄化センター災害復旧工事に伴う委託協定の締結。
- ・（建設）工事請負契約の締結について
南地区マンホールポンプ災害復旧工事に伴う契約の締結。

11月臨時議会

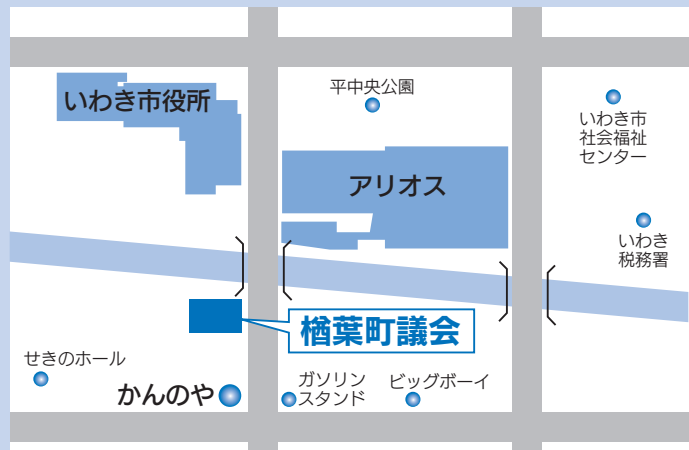
- ◆会期 平成24年11月9日（1日間）
- ◆案件 5件（すべて原案どおり可決。）
 - ・（建設）工事請負契約の締結について
災害復旧事業に伴い生じた廃棄物（アスファルトがら等）の建設副産物の仮置き場敷地造成工事に伴う契約の締結。
 - ・（復興推進）委託契約の締結について
町民へ配布するタブレット端末のシステム構築のための事業委託に伴う契約の締結。

- ・（教育総務）備品購入契約の締結について
中央台仮設校舎体育館用の備品購入に伴う契約の締結。
- ・（こども園）備品購入契約の締結について
あおぞらこども園中央台仮設園舎用の備品購入に伴う契約の締結。
- ・（こども園）備品購入契約の締結について
あおぞらこども園中央台仮設園舎の園児用送迎バス購入に伴う契約の締結。

=平成25年3月定例会は、3月中旬開会予定=

- 場所
檜葉町いわき出張所 谷川瀬分室
2階 会議室
(いわき市平谷川瀬1丁目1-1)

《問い合わせ先》
檜葉町議会事務局
☎ 0246-25-5561
Fax 0246-25-5564





議会全員協議会



協議事項

1. 除染の進捗状況について
2. 中間貯蔵施設候補地の現地調査について
3. 賠償について

1. 環境省担当職員より、除染の進捗の説明が行われ、町民が納得する除染の実施、事後モニタリング、除染目標達成と町復興計画の時期区分との整合性、渋滞対策、管理者側における現場認識の不足などの質疑が交わされ、町民に不信・不安が残らないようなかたちでの徹底除染と一日でも早い目標達成などを要請しました。
2. 環境省より、調査候補地の選定は環境省における選定基準により双葉郡内での適地として選定を行ったことや今回はあくまでも知見を得るための調査であり、施設受け入れとは別件となることなどの説明がありました。
 楡葉町においては、町内の汚染廃棄物を貯蔵する保管庫（仮称）の考えはあるが、高線量廃棄物を集積する中間貯蔵施設設置については反対である旨を改めて示しました。
3. 資源エネルギー庁並びに復興庁、内閣府の担当者出席のもと、財物賠償の仕組みの説明がありました。内容として、帰町時期に応じた割合や建物は評価額・統計・個別評価などの算定方法。家財は始め人数一律で賠償し、その後個別評価を検討中であること。隣接町との賠償割合などについて質疑が交わされ、議会としては被災者側に立った賠償を行うことを要請しました。

《要望書提出》

町民の生活再建可能な賠償を求める要望書

楡葉町は、福島第一原子力発電所から20km圏内、第二原子力発電所からは10km圏内に位置している。

野田首相は、昨年12月、第一原子力発電所の事故収束宣言をしたが、原子力発電所の安全は「止める、冷やす、閉じ込める」の三要素であり、現状において、「止める」機能は、大量の崩壊熱が発生し続け、再臨界も危惧させている。「冷やす」機能は設備が崩壊し、仮設ポンプとホースで数km先の外部から冷却水を供給しており、度々外部への漏洩事故を起こしている。「閉じ込める」機能については、核燃料がメルトダウンし、格納容器、五重の壁などが全て破損している。以上のように、原発事故が町民に与えるリスクは少しも軽減されていない。このような状況の中、多くの住民が帰町叶わず、いわき市などに転居を希望、または、計画しているが、生活再建をしようにも、楡葉町内に所有している土地や家屋の価値が大幅に下落し、売却が不能な状態となっており、一日でも早い町民の生活再建を鑑みれば、賠償の全額（6年分）一括支払いを強く要望する。

2012年12月14日

福島県双葉郡楡葉町議会

内閣総理大臣様
 環境大臣様
 復興大臣様
 資源エネルギー庁長官様



協議事項

1. 福島県沖における浮体式洋上風力発電実証研究事業概要説明
2. 福島復興本社の設置
3. 楢葉町廃棄物処理基本方針

1. 資源エネルギー庁及び県の担当職員、施工業者により、広野火力発電所から17～18km沖合の洋上に洋上変電所を含めた浮体式風力発電4基を、平成25年8月と平成26年8月の2期に工期を分け設置し、実証試験を実施したい旨の説明がありました。地元雇用と新規産業の創出に期待している旨を伝えました。
2. 東京電力より、福島復興本社の説明が行われ、当面、本部を楢葉町のJヴィレッジに設置し、県内5地点(福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、南相馬市)に事務所を整備し、全体で総数4,000人以上の体制となることや地域に密着して賠償、除染、復興推進など迅速かつ一元的に対応していくことなどの説明がされました。質疑では具体的な仕事内容・人員の住居や移動の確認が行われました。
3. 担当課より、廃棄物の区分、仮置場、可燃・不燃・リサイクルなどの処理方法、廃棄物のモニタリング等やスケジュールについての基本方針説明がありました。



協議事項

1. 不適正除染報道について
2. 楢葉町復興計画(第二次)中間報告

1. 環境省並びに資源エネルギー庁職員からは是正措置などの説明がありました。
議員からは、「根本的原因が調査されていない」「工期の見通しが甘いのではないか」「除染の仕様等が現場で反映されていないのでは」「地区や世帯ごとに除染方法の差異があるのは何故か」などの質疑が行われ、不適正・不平等除染の是正並びに除染に伴う賠償の徹底、作業員の待遇改善とモラルの向上などについて要請が行われました。
2. 楢葉町復興推進委員会等において協議・策定された「楢葉町復興計画<第二次>」について、担当課より中間報告がありました。
議員より、賠償等に関わる時期区分については、国の動向情勢などを充分考慮し慎重に行うべきであるなどの意見が出されました。



《要望書の提出》

不適正除染の是正と迅速かつ十分な財物賠償を求める要望書

平成25年1月25日

環境大臣 石原伸晃様
経済産業大臣 茂木敏充様

福島県楡葉町議会議長 山内左内

◆要望の主旨

原発事故後1年10ヶ月を経過するが、長引く避難生活により被災住民の心労は極限に達している。このような状況下において、国の直轄プロジェクトである除染に不適正な事例が発覚し、多くの町民は除染に対する信頼・実効性に疑問を呈するなど早期帰還に不安を抱いている。

このような中で、国は責任を持って住民帰還の鍵となる除染並びに財物賠償に関する是正措置及び適正化を早急に実施することが重要と考える。

よって、下記のとおり町民の生活再建とふるさと再生に向けた適正な除染と迅速かつ十分な財物賠償を強く要望する。

記

1. 低線量被ばく防止の観点から可及的速やかに不適正除染の是正措置と効率的な除染対策を徹底すること。
2. 特に青少年や婦女子の安心・安全確保のため、帰還までに1 mSv/年間を達するまで徹底除染すること。
3. 財物賠償については、未だ福島第一原発から放射能が放出されている現状並びに第二原発の潜在的リスクを考慮し、他の立地町と同等な財物賠償を行うこと。
4. 年度内除染は実現が困難であり実施期間の延長（契約変更）を含めた除染の適正化を事業者と協議し、町民の不安を払拭すること。
5. 除染事業者への、適正な賃金の支払いなど作業員に対する待遇改善とモラルの向上を図り、良質・適正な除染の徹底と不公平・不適正な除染の再発防止を管理指導すること。
6. 適正除染の監視体制を強化するため監督する環境省職員の増員と共に町職員への監督員としての身分付与を行うこと。
7. 除染と財物賠償は一体であることから除染不可能な家屋等における修復費用は国が責任を持って東京電力に賠償手続き指導を行うこと。

以上、本要望書に対する是正措置については、早急に書面による回答を求めるものである。

委員会の動き

総務環境常任委員会

■ 災害廃棄物減容化施設先進地視察調査

● 調査日：11月13日

檜葉町内の除染において、膨大に発生する除染廃棄物の保管場所等が問題となっている現状において、他の被災地における廃棄物の減容化の実態を調査すべく、先進地となる宮城県山元町の災害廃棄物処理施設の現地視察調査を行った。

《調査の概要》

- ◆ 宮城県全体における廃棄物等の推計量18,726,000トン（平成24年9月30日現在）
- ◆ 処理進捗状況は約30%が完了（各市町が行う一次仮置き場での廃棄物の選別処分はほぼ終了）。
- ◆ 県において廃棄物処理施設を県内8か所に設置（各市町で処分しきれなかった物を集積し処理）。
- ◆ 処理方法
 - 洗浄、重機破砕、手選別、風力・磁力を用いた選別など徹底した分別を行い、焼却処分により出た主灰についても、固形化し、資材として再利用するなど、9割弱のリサイクル率を目指し、災害廃棄物の減容化を図る対策を実施。
 - 木質バイオマスガス化発電・熱供給システムを導入し、施設内の電源・温水に利用。



《調査結果》

除染廃棄物の減容化には、廃棄物の選別が大変重要、当地域では、放射線量の測定や洗浄等による線量の低減と線量ごとの選別も確実にを行い、復興資材としての再利用なども考慮に入れながら、減容化を進めるべきと史料した。

また、地域の相互協力も不可欠であり、町としては、廃棄物の対策も急がれる現状において、国に対し責任を持って減容化施設を設置し、管理運営することを早急に要請すべきであることと、設置する地域の選定や作業員並びに施設の安全性に充分配慮しつつ、地域の雇用にも繋がるよう強く要請すべきであると史料した。

経済福祉常任委員会

■ 災害復興住宅先進地視察調査

● 調査日：11月12日

東日本大震災に伴い、家屋の流失または全壊等の被害を受けた、檜葉町民の生活基盤の確保と生活再建のための復興住宅について、先進地として、相馬市の馬場野山田地区に建設された災害公営住宅「相馬井戸端長屋」における取り組みの調査のため現地視察を行った。

《調査の概要》

- ◆住宅は、長屋方式、同地区に2棟が完成（全戸バリアフリー化）。
 - 今後市内の3地区に同様の住宅を建設予定、払下げをする戸建方式の住宅や長屋方式以外の賃貸災害復興住宅も計画中。
- ◆主に一人暮らしの高齢者の方が対象。
- ◆孤独状態防止対策として昼食時には施設内の食堂で入居者一同が集まり食事をするなどの取り組みを実施。
- ◆課題として「復興住宅の建築エリアの利便性の悪さ」「震災前に暮らしていた地域から離れてしまう」「仮設住宅においてコミュニティが出来ている」「現在の住居でも不自由が無い」「家賃が発生する」などの理由により入居希望者が集まらない。



《調査結果》

当町において、実施する際には、町民の希望、意見、動向を良く精査し、一人暮らし世帯の孤独化防止や災害復興住宅エリアにおけるコミュニティの構築、一定期間の家賃の免除、施設のバリアフリー化などの対策が大変重要であると思料する。

■ 教育施設の視察調査

● 調査日：12月4日

東日本大震災により施設が損壊し、原発事故により修繕されることなく放置されることとなった、檜葉町内の教育施設の現況といわき市中央台の明星大学敷地内に建設された仮設校舎の就学環境を調査すべく現地視察調査を行った。

《調査の概要》

◆町内教育施設

南・北小学校・あおぞらこども園は、所々、亀裂や剥離、冷暖房機器の破損、天井の一部損壊、ブロック塀の倒壊を確認。中学校は、2階の各教室の天井一面が崩落し、黒板や壁もはがれ落ちるなど、損壊が深刻であった。建設中の中学校新校舎の現場は、足場の倒壊、放置による鉄筋の腐食劣化を確認。



◆いわき市中央仮設校舎

- 11月に施設が完成、平成25年1月からの開校に向け準備中。
- プレハブ構造2階建ての校舎は小・中学校が共同で使用、各学年教室、パソコン室、音楽室、図工室などのほか屋内運動場を併設。
- あおぞらこども園仮設園舎は、プレハブ構造1階建て、保育室、子育て支援室、園児室、給食室などを設置。
- 小・中学校とこども園が共同使用することとなる校庭などについても整備。
- 3学期から小学生87名、中学生56名、園児21名が就学する予定。



《調査結果》

町内の教育施設は帰町後の再開を目指すのであれば、児童生徒の安全と保護者が安心して就学させられる教育の場を提供するため、破損個所の調査や修繕はもとより、徹底した除染と線量の低減の対策と災害に強い施設や環境づくりが必要不可欠である。

仮設校舎についても、今後、長期間の使用も予測し整備をすべきである。また児童生徒の安全性と安心して就学できる環境づくりのため、駐車場や敷地内の通路の舗装と敷地内にモニタリングポストなどを設置し、数値を周知するなどの対策が必要であると思われる。

今後、就学者の増進と就学意欲を促す観点から、児童生徒並びに保護者などに対するソフト面の対策の充実が課題となってくることが予測される。

東日本大震災並びに原子力災害に関する特別委員会

■ 除染方法等の内容調査

● 調査日：10月11日

現在実施中の除染方法等について、先に行われた地区説明会と相違点があるなどの疑義が生じているため、その理由並びに除染の状況、今後の方針・方向性について確認を行うべく、環境省担当者への聞き取り調査を実施した。

◆主な確認事項

Q 先に行われた地区説明会と現在の除染方法の相違点について

A 説明内容の相違については、実証試験による結果や技術的な理由により方針や除染方法の一部が変更となったためである。

◆主な変更点

- 先に除染と同時に行うことを考えていた雨漏り等の修繕は、資材の確保や各戸ごと施工方法が変わるなどの技術的問題と除染自体が大幅に遅れてしまうなどの時間的問題により、除染時には行わない。
- 除染が出来ない部分の解体・修繕等に要した費用の一部について、既に修繕が済んでいるところも含め、今後検討を行う。
- 森林除染に関し生活圏から20mの範囲内の除染となっていたが、これよりも奥の部分については、今後、課題等を整理し方向性を検討する。
- 芝は原則深刈りとなり、深刈りが技術的に困難な箇所については、剥ぎ取り張替えによる対応となる。

Q 業者の説明内容の食い違いについて

A 当初、統一の資料が作成されなかったことと、資料作成後、実証により得られた知見を基に改正を行っていることに伴うものである。

Q 他市町村の除染方法の相違について

A 現在、様々な地域において汚染状況などを考慮しながら除染の実証を行いより効果的な除染方法を模索中であるため。

方針や方法の変更などについて、各戸において方針変更の経緯や除染方法など住民が充分納得の行く説明を行い、住民の意向にしたがって除染を進めるべきであること。説明の場には環境省と業者が同席し、統一した見解の基、説明を行うこと。雨漏り等の修繕の取扱いについては、住民の生活再建に関わる重要な問題であり、修繕費用の一部支払いに関し早急を実施すべきであること。長期的目標とされている年間1ミリシーベルト以下についても、帰町時期を左右する事柄であり、長期的ではなく出来る限り早い段階で実現させるよう計画すべきであることなどを要請。

■ 檜葉町焼却灰集積予定地現地調査について

● 調査日：11月9日

南部衛生センターにおいて焼却された焼却灰について、檜葉町内の館の沢埋立処分場に集積予定となっているため、安全性を確認すべく、現地の視察調査を行った。

《調査の概要》

- ◆南部衛生センターでは、檜葉町を含め広野町と川内村の生活ゴミを焼却、今後の区域見直しによっては、富岡町などの生活ゴミの処理も検討。
- ◆焼却灰は線量の低い主灰と高線量となる飛灰に分別、コンテナパックに封入。
 - 主灰は、センター敷地内の屋根付きの倉庫内に集積。飛灰は同敷地内のシャッター付き倉庫内に保管。
- ◆焼却灰は年内中にも敷地内には収まりきれない量に達するため、仮置場として檜葉町内の館の沢の双葉地方広域市町村圏組合の埋立処分場跡地に緊急的に搬入。
 - モニタリングにより安全性を確認をした線量の低い主灰のみを搬入。
 - 浸出水集排水設備並びにガス抜き孔は、既存のものを利用、さらに遮水シートを敷設し、保護土と破碎舗装を施し搬入する。



《調査結果》

主灰の線量は国の基準値を下回る値だったが、コンテナパックごとのモニタリングや第三者機関による検査、仮置場の面的な線量測定を定期的に公表するなど、より安全性を高める対策が必要。仮置き期間を明確に示し、期間満了後、跡地の徹底した除染と定期モニタリング調査が必要と思われる。

また、南部衛生センター敷地内に仮置きされている、高線量の飛灰の管理保管状況は不十分であり、より厳格な管理と保管を早急に行うべきである。

以上のことから、今後も定期的な追跡調査が必要であり、町としても、周辺住民の帰還や復旧復興の妨げにならないよう、地域住民や農地所有者などの了承を得て実施することや、高線量の飛灰などを搬入しないという確約並びに安全対策の徹底などについて要請すべきである。

議長及び議会活動状況

月	日	件名
11	6	議会運営委員会（いわき市）
		広野町議会との意見交換会（広野町）
	7	平成24年度榎葉町除染工事安全祈願祭（榎葉町）
		市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会・榎葉町選手団結団式（いわき市）
	8	双葉地方町村議会議長会議（郡山市）
	9	第8回11月榎葉町議会臨時会（いわき市）
		焼却灰集積場予定地視察調査（榎葉町）
	12	災害復興住宅先進地視察調査（相馬市）
	13	災害廃棄物減容化施設先進地視察調査（宮城県山元町）
	14	町村議会議長全国大会（東京都）
	17～18	市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会榎葉町選手団激励（いわき市）
	18	市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会・榎葉町選手団解団式（いわき市）
	19	双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会（郡山市）
	20～21	第7回全国原子力発電所立地議会サミット（東京都）
22	全原協全体会議（東京都）	
28	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会（郡山市）	
12	4	経済福祉常任委員会（榎葉町）
	6	議会運営委員会（いわき市）
	7	合同委員会（いわき市）
	11～14	第9回12月榎葉町議会定例会（いわき市）

請願・陳情書を提出される方へ

- 請願書には、必ず1名以上の議員の署名、押印が必要です。
- 1つの案件ごとに作成してください。
- 提出期間は、次期定例会開会（7日前）までです。
- 書式は、横書きです。
- 添付資料として
 - 関係地権者の同意書又は連名書
 - 関係する図面又は位置図
 - その他、必要とする資料があれば、添付してください。
- 陳情書には、紹介議員は必要ありません。その他については、請願書とほぼ同じです。

〈表紙〉

〇〇〇〇〇に関する請願書

紹介議員 氏 名 印
 “ “ 印

〈本文〉

〇〇〇〇〇に関する請願書

請願の趣旨
 何々……………

理由……………
 何々……………

平成〇〇年〇〇月〇〇日

榎葉町議会
 議長……………様
 請願者 住所 氏名 印
 ☎ 〇〇-〇〇〇〇

問い合わせ 手続きについては、議会事務局まで ☎0246 (25) 5561